

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>1 一般競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>本工事は、一級河川表川揖斐郡揖斐川町春日美東地内で発生した、河川出水による河岸決壊箇所に対して、被害の拡大防止及び本復旧工事施工時における崩壊防止対策を行う応急本工事である。</p> <p>本箇所は、防災無線や電柱等のインフラが近接しており、今後の台風や秋雨前線により出水があった場合、被害が拡大する恐れがあることから、応急本工事を実施し早急に対応を図りたい。</p> <p>以上のことから、緊急性を要する工事であるため、他の入札方式を履行する時間的な余裕はない。</p> <p>4 特定の者を選定した理由</p> <p>揖斐土木事務所と（一社）揖斐建設業協会とで締結されている災害時応援協定に基づく応援要請に対して、（一社）揖斐建設業協会から指定された業者であること、および緊急工事に必要な技術、作業能力を備え、現場近くに所在し、現場状況に精通している業者であることから、加藤建設（株）を選定することにした。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。